

既存住宅状況調査 (インスペクション)



既存住宅の売買をお考えの方へ

調査費用の **1/2** を助成！

先着**100**名 上限**5**万円

インスペクションとは？

- ・既存住宅の基礎、外壁等の部位毎に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の有無を目視、計測等により調査するものです。
- ・既存住宅状況調査は国の登録を受けた建築士（既存住宅状況調査技術者）が実施します。

調査を行うと… **売主・仲介業者** には、こんな **メリット** ！

- ・売買する住宅の状態を明らかにして提供できます。
- ・売買後のトラブルを未然に防止できます。

調査を行うと… **買主** には、こんな **メリット** ！

- ・事前に住宅の状況などを把握できます。
- ・購入前にメンテナンスの見通しが立てられます。
- ・有資格者の客観的な調査のため安心できます。

調査と申請手続きの流れ

インスペクションの流れ

調査者 ⇄ 申請者（売主・買主）

申請手続き

申請者（売主・買主） ⇄ 申込窓口

1

調査依頼

2

調査実施

3

調査結果報告

4

調査費用支払

5

交付申請兼実績報告

6

交付決定・額の確定

7

助成金の振込み

【注意】

※ 調査を実施する前に、必ず助成要綱をご確認ください。

※ 交付申請には次の書類が必要です。

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②口座振替申込書
- ③調査報告書の写し、④調査費領収書の写し
- ⑤調査した者の既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書の写し
- ⑥アンケート調査への協力に関する同意書
- ⑦その他必要とされる書類

助成制度の概要

申請できる方

既存住宅状況調査を実施した売主又は買主（ただし、売主は個人（個人事業者を除く。）又は宅地建物取引業者（同一年度内において2回までとする。）に限るものとし、買主は個人（個人事業者を除く。）に限る）

助成対象となる 既存住宅

既存住宅状況調査技術者による既存住宅状況調査を実施したもののうち、次のいずれにも該当するもの（ただし、宅地建物取引業者が所有するものにあつては、自ら建設したものを除く）

1. 山梨県内に所在する既存の住宅
2. 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの〈店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの〉を含む）

助成対象となる 調査

既存住宅状況調査及び必要に応じてこれに付随して行う給排水管路の調査で、令和6年4月15日以降に行ったもの（ただし、一の既存住宅につき1回とする。）

※既存住宅状況調査とは、建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として宅地建物取引業法施行規則第15条の7各項に規定するものの状況の調査であつて、既存住宅状況調査方法基準に従い既存住宅状況調査技術者が行うもの

調査を実施する 人

既存住宅状況調査技術者

（経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定する者）

助成金額

調査費用の1/2（上限5万円）

予定戸数

100戸

申請・報告期間

令和6年4月15日～令和7年3月7日 **必着**

（ただし、予定戸数に達した時点で終了）

※詳しくは（公社）山梨県宅地建物取引業協会にお問い合わせください。

申込窓口



公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会

〒400-0853 甲府市下小河原町237-5（山梨県不動産会館）

電話：055-243-4300

ホームページ：<http://yamanashi-takken.or.jp/>



お問い合わせ

- 公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会
〒400-0853 甲府市下小河原町237-5（山梨県不動産会館）
電話：055-243-4300 ホームページ：<http://yamanashi-takken.or.jp/>

- 公益社団法人 全日本不動産協会山梨県本部
〒400-0047 甲府市徳行3-13-25（岩下ビル2F）
電話：055-223-2103 ホームページ：<http://yamanashi.zennichi.or.jp/>

